

### 感染症（インフルエンザを除く）による出席停止への対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、お子様が学校保健安全法施行規則第19条に規定されている下記の感染症に罹患した場合、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっています。

医療機関受診時に、下段の「感染症治癒証明書」にご記入いただき、医師の指導に従ってください。

「感染症治癒証明書」は登校時に学級担任にご提出ください。

なお、インフルエンザに関しましては、専用の様式がございますのでそちらを使用してください。

<学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間について>

学校保健安全法施行第19条より

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

.....  
担当医 殿

芦屋学園中学校・高等学校

本校生徒がお世話になり、大変ありがとうございます。

以下の「感染症治癒証明書」にご記入いただき、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

#### 感染症治癒証明書

\* インフルエンザは別の様式になります。

芦屋学園 中学校 ・ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 ( \_\_\_\_\_ )

上記生徒は \_\_\_\_\_ に罹患しています。

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より療養しておりましたが、感染の恐れがないものと認め、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校可能です。

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)